

問104. その他の政府指示等のうち、放射性物質が検出された上下水処理等副次産物の取扱いに関する指導については、具体的にどういう内容であるか。また、賠償の対象となる損害の内容は、具体的にどういうものであるか。

(答)

1. 放射性物質が検出された上下水処理等副次産物の取扱いに関する指導に関しては、原子力災害対策本部から関係省庁を通じ、関係地方公共団体等に対して、放射性物質が検出された脱水汚泥等の当面の取扱方針を示しています。
2. その具体的な内容は、脱水汚泥等について、一定以上の放射線濃度である場合、県内の放射線を遮蔽できる施設での保管が望ましいことや、市場に流通する前にクリアランスレベル以下になるものは利用して差し支えないことなどとなっています。
3. 賠償の対象となる損害としては、浄水発生土・下水汚泥等に係る放射能濃度の測定や、これらの保管・処理等に関する必要かつ合理的な範囲の追加的費用といったものが考えられます。

問105. その他の政府指示等により、同指示等の対象事業者が避難指示等区域外において講じた措置等により発生した追加的費用等は賠償の対象となるのか。

(答)

1. 中間指針においては、政府指示等に基づく措置を講じた場合に生じる追加的費用等について、賠償の対象とされているところです（中間指針第6）。
2. したがって、避難指示等区域外であっても、政府指示等の対象地域であれば、賠償の対象となります。
3. 上記対象地域以外については、個別の検証により、相当因果関係のある風評被害を防止するために必要かつ合理的な追加的費用であると認められれば、賠償の対象となり得ます。
(中間指針第7の1 (指針) III②参照)

問106. 避難指示等区域ではなくても、子供に対する放射線の影響が心配。独自に校庭の土壌を撤去したが、その費用は賠償対象となるのか。

(答)

中間指針においては、学校等における校庭・園庭の土壌の放射線量を低減するための措置について、政府や地方公共団体による調査結果に基づくものであり、かつ、政府が放射線量を低減するための措置費用の一部を支援する場合の追加的費用は、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認められるとされています。（中間指針第6の1の（指針）Ⅱ）

④いわゆる風評被害

問107. 観光業における風評被害の損害額は、どのように算定するのか。

(答)

1. 観光業における風評被害について、中間指針では、福島県、茨城県、栃木県又は群馬県に営業拠点を有する観光業において、本件事故後、解約・予約控え等による減収分が認められた場合には、その減収分が他の原因によるものを除き、これらによる減収分及び追加的費用（廃棄費用等）は、原則として本件事故と相当因果関係のある損害と認められます。
2. 但し、観光業における減収については、東日本大震災自体による消費マインドの落ち込みという理由（他の原因）による蓋然性も相当程度認められることから、損害の有無の認定及び損害額の算定に当たってはその点についての検討も必要です。
3. 損害額の算定に当たっては、例えば、同じく東日本大震災による被害を受けながら、本件事故による影響が比較的少ない他地域との比較を行うなど客観的な統計データ等による合理的な立証方法を用いて算定することが考えられます。

問108. 観光業の風評被害が福島県、茨城県、栃木県、群馬県にしか認められなかった理由は何か。

(答)

1. 中間指針において風評被害に関する範囲を示すに当たり、審査会において専門委員を任命し、関係省庁の協力も得て、旅行者数の動向、宿泊のキャンセル事例、旅行意識に係る調査等を行い、被害の実態や事故との関連性を調査しました。
2. その結果、福島県、茨城県、栃木県及び群馬県については、他県と比較して、
 - ホテル・旅館の売上高を過去と比較すると、関東地域内で相対的に下落が大きいこと、
 - また、本年5月においても回復の度合いが相対的に低く、地震・津波による交通インフラへの影響や自粛ムードとは別の要因が影響していると考えられること、
 - 旅行意識調査において、敬遠する傾向が顕著に認められること、等が確認されました。
3. このような調査結果を踏まえると、少なくとも福島県、茨城県、栃木県及び群馬県においては、放射性物質による被曝を懸念し、観光を敬遠するという心情に至ったとしても、平均的・一般的な人を基準として合理性があると認められるため、中間指針において観光業に係る風評被害が認められる類型として明示されました。
4. なお、中間指針において明示された県以外の地域でも、個別に、現実に生じた解約・予約控え等による被害について、

本件事故により放射性物質による汚染の危険性を懸念し、敬遠したくなる心理が、平均的・一般的な人を基準として合理性を有していると認められる場合には、本件事故との相当因果関係が認められます。

問109. 「観光業の活用する観光資源の特徴等の個別具体的な事情」とは何か。具体例は。

(答)

1. 観光業における風評被害については、様々な要因が考えられるところ、中間指針において明記された地域以外でも、当該観光地の特色、観光資源を売りにした観光業の特徴等から、個別の事情に応じて賠償の対象になり得る旨中間指針において示されているところです（中間指針第7の3）。
2. 特に、当該事故発生県に隣接していないとも、一般的に風評被害の影響が大きい観光資源を活用した観光業について、相当因果関係のある損害として認められることとされています。
3. 具体的には、例えば、海を観光資源として活用した海水浴場等や、中間指針において本件事故と相当因果関係があるとされた地域と一体となった観光資源等が考えられます。
4. いずれにしても、個別具体的な事情にかんがみて、賠償対象か否かの判断がなされることになります。

問110. 外国人観光客について、事故発生後に新規予約が減少した部分が入らない理由は何か。

(答)

1. 中間指針においては、外国人観光客に関する被害については、本件事故の前に予約が入っており、平成23年5月末までにキャンセルがされた場合のみを対象にしています（中間指針第7の3の（指針）Ⅱ）。
2. これは、外国人観光客に関する特殊な事情から、例外的に日本人観光客よりも広い範囲で賠償範囲を認めるものの一定の限度があること、新規予約が減少した分に関しては、事業者の営業形態・集客方法等は様々であり、一律に相当因果関係が認められる類型として示すことは難しいことから、損害の発生がより確実である予約キャンセルに限定し、その時期も各国の渡航自粛勧告等がある程度緩和された平成23年5月末までとしたものです。
3. 但し、中間指針に明示されていないものについても、解約・予約控え等による被害について個別に相当因果関係の立証を行うことにより、賠償の対象となり得ることとされています。

問111. 外国人観光客について、既存予約分も、平成23年5月末までのものしか認められない理由は何か。

(答)

1. 外国人観光客についての既存予約分に関しては、中間指針において、各国の渡航自粛勧告等がある程度緩和されたと認められる平成23年5月末までとすることされています。
2. なお、中間指針に明示されていないものについても、解約・予約控え等による被害について個別に相当因果関係の立証を行うことにより、賠償と対象となり得る旨指針に明示されています。

問112. 福島県内の避難指示等区域外への資材の運搬を配達業者が拒否したため、引取りのために同県外に出向いた費用は賠償の範囲か。

(答)

1. 中間指針では、福島県にある事業者に対して、サービス等を提供する事業者が来訪を拒否することによって発生したものについては、原則として本件事故との相当因果関係を認めるとされています（中間指針第7の4の（指針）I）②）。
2. したがって、福島県内であれば避難指示等区域外であっても、運送業者が配達拒否を行った場合に対応するために生じた追加的費用は、必要かつ合理的な範囲内で賠償の対象になります。
3. 一方で、福島県以外の事業者については、中間指針に明示しておりませんが、個別具体的な事情に応じて損害と認められることがあります。

問113. 避難指示等区域周辺での物流が忌避され、物資の調達が遅れたために生じた事業者の収益減は賠償の範囲か。

(答)

1. 中間指針では、福島県にある事業者に対して、サービス等を提供する事業者が来訪を拒否することによって発生した減収分等の損害については、原則として本件事故との相当因果関係を認めるとされています(中間指針第7の4の(指針)I)②)。
2. また、外国人の来訪に係る類型(抜港)については、本件事故前に契約されたものであり、かつ少なくとも平成23年5月末までに解約がなされた契約に係るものについては、減収分及び必要かつ合理的な範囲内での追加的費用が賠償の対象になります。

問114. 避難指示等区域外における不動産取引等について、
本件事故を理由とした契約の解約やキャンセル、当初予定価
格よりも減額して行った契約については賠償の範囲か。

(答)

1. 中間指針では、福島県で提供するサービス等について、当該拠点で発生した風評被害については、原則として本件事故との相当因果関係を認めるとされています（中間指針第7の4の（指針）I）①）。
2. 避難指示等区域外における不動産取引（不動産の販売、賃貸、管理、仲介）については、福島県内におけるものであれば、原則として、当該取引に係る減収分及び必要かつ合理的な範囲内での追加的費用について賠償の対象になります。
3. 一方で、福島県以外の事業者については、中間指針に明示されていませんが、個別具体的な事情に応じて損害と認められることがあります。

問115. 製造・販売を行う物品又は提供するサービス等、あるいはサービス等を提供する事業者の来訪拒否による風評被害が福島県のみしか認められなかつた理由は何か。

(答)

1. 中間指針において風評被害に関する範囲を示すに当たり、審査会において専門委員を任命し、関係省庁の協力も得て調査を実施しました。
2. その結果、福島県で製造されたり、提供されたりする物品やサービス等を中心とする被害や、サービス等を提供する事業者が福島県に来訪を拒否することによる被害が確認されました。
3. このような調査結果を踏まえ、少なくとも福島県の物品やサービス等については、消費者や取引先が放射性物質による汚染の危険性を懸念し買い控え等を行うことや、福島県に来訪することを拒否することも、平均的・一般的な人を基準として合理性があると認められるため、中間指針において製造業、サービス業等に係る風評被害が認められる類型として明示されました。
4. 一方で、福島県以外の事業者については、中間指針に明示されていませんが、個別具体的な事情に応じて損害と認められることがあります。

問116. 外国人労働者等が帰国したことによって生じた避難指示等区域外の企業等の収益減は賠償の範囲か。

(答)

1. 外国人労働者等が帰国したことによって生じた避難指示等区域外の企業等の収益減については、当該外国人労働者等が本邦に在住して勤務している以上、日本人と異なる扱いをする合理性は認められないため、中間指針において損害の対象とされていません。
2. 但し、中間指針に明示しておりませんが、個別具体的な事情に応じて損害と認められることがあります。

問117. 外国人技術者等の来日拒否によって、国外に持ち出して作業を行わざるを得ない場合の費用は賠償の範囲か。

(答)

1. 中間指針では、福島県にある事業者に対して、サービス等を提供する事業者が来訪を拒否することによって発生した損害については、原則として本件事故との相当因果関係を認めるとされています（中間指針第7の4の（指針）I）②）。
2. 福島県以外の事業者については、中間指針において、本件事故前に契約されたものであり、かつ少なくとも平成23年5月末までに解約がなされた契約に係るものについては、減収分及び必要かつ合理的な範囲内での追加的費用が賠償の対象にされています（中間指針第7の4の（指針）II）。

問118. 福島県以外に外国人技術者等が来訪する類型について、事故発生後に新規契約が減少した部分が入らない理由は何か。

(答)

1. 海外に在住する外国人が来訪するサービス等については、中間指針において、本件事故の前に予約が入っており、平成23年5月末までにキャンセルがされた場合のみが対象にされています。
2. これは、海外に在住する外国人に関する特殊な事情から、例外的に日本人を対象とするよりも広い範囲で賠償範囲を認めるものの一定の限度があること、新規契約が減少した分に関しては、事業者の営業形態等は様々であり、一律に相当因果関係が認められる類型として示すことは難しいことから、損害の発生がより確実である予約キャンセルに限定し、その時期も各国の渡航自粛勧告等がある程度緩和された平成23年5月末までとしたものです。
3. 但し、中間指針に明示されていないものについても、解約・予約控え等による被害について個別に相当因果関係の立証を行うことにより、賠償と対象となり得る旨指針に明示されています。

問119. 福島県以外に外国人技術者等が来訪する類型について、既存予約分も、平成23年5月末までのものしか認められない理由は何か。

(答)

1. 海外に在住する外国人が来訪するサービス等についての既存予約分に関しては、中間指針において、各国の渡航自粛勧告等がある程度緩和されたと認められる平成23年5月末までとすることされています。
2. 但し、中間指針に明示されていないものについても、解約・予約控え等による被害について個別に相当因果関係の立証を行うことにより、賠償と対象となり得る旨指針に明示されています。

(関連問.) 我が国に来てどのくらい経過した段階で「海外に在住する外国人」ではなくなるのか。

(答)

「海外に在住する外国人」か否かの判断要素の一つである滞在日数については、訪日外国人個別の事情によるため、具体的に滞在日数を指針で定めることはしておりませんが、日本人と外国人の情報の格差等が訪日拒否に一定の合理性を認める一因とされていますので、例えば、日本に在住している海外留学生や、日本で働いている外国人労働者については、「海外に在住する外国人」に該当しないものと考えられます。

問120. 外国船舶の寄港拒否により生じたコスト増や減収についてはどの範囲で賠償の対象となるか。(外航、商社、港湾管理者等)

(答)

1. 中間指針の中で、福島県への来訪拒否のほか、外国船舶の寄港拒否(抜港)に関する損害が一定の範囲で賠償の対象とされています(中間指針第7の4)。
2. その賠償対象と示された範囲については、福島県への来訪拒否のほか、本件事故の前に既に契約がなされた場合であって、平成23年5月末までに解約が行われたことにより発生した減収分及び追加的費用とされています。

問121. 輸出に係る被害については、どのような品目についてどのような損害が賠償の対象となるのか。(商品等の放射線量検査等の費用、風評被害による輸出減少に係る損害及び輸出減少に係る運送事業者等の間接被害 等)

(答)

中間指針では、いわゆる風評被害について、以下の類型を定めています。

- ア. 輸出に係る検査費用及び各種証明書発行費用等、あるいは輸入拒否がされた時点において既に当該輸出先国向けに輸出され又は生産・製造されていたものに係る減収分及び追加的費用について、賠償の対象とされています(中間指針第7の5)。
- イ. また、外国船舶の寄港拒否(抜港)に関する損害が一定の範囲で賠償の対象とされています(中間指針第7の4)。

問122. 仮に既に輸出等をしていなかった場合においても、例えば継続的に取引していたような取引先との新規契約ができないことで営業に支障が出ている場合には、風評被害を認めるべきではないか。

(答)

1. 輸出品の風評被害のうち、輸出先国の輸入拒否（同国の中間指針による取引拒否も含む。以下同じ。）によって生じた減収分等については、当該輸入拒否がされた時点において、既に当該輸出先国向けに輸出され又は生産・製造されたもの（生産・製造途中のものを含む。）に限り、当該輸入拒否によって生じたものについて、原則として賠償対象と認められるものとされています。（中間指針第7の5の（指針）II）
2. また、1. に該当しない場合であっても、風評被害について、それぞれの業種毎（農林漁業等については品目毎）に原則として賠償対象となる類型が示されており、これらの類型に該当する輸出であれば、その範囲で賠償対象と認められるものとされています。（中間指針第7の2又は4）
3. 一方、上記のいずれにも該当しない営業損害については、中間指針では原則として賠償対象と認められる類型とはされていません。但し、中間指針で対象とされなかつたものが直ちに賠償の対象とならないというものではなく、個別具体的な事情に応じて相当因果関係のある損害と認められることがあります。

⑤いわゆる間接被害

問 123. 避難指示等区域外に営業拠点を置いている事業者について、避難指示等区域の住民が避難し、商圈を喪失したことにより生じた減収等の損害は賠償の対象となるのか。

(答)

1. これらの事業者の損害は、一定の経済的関係（商圈）にあった住民（第一次被害者）が避難したことによって生じたものであり、いわゆる間接被害に該当します。間接被害は、間接被害者の事業等の性格上、第一次被害者との取引に代替性のない場合に、賠償の対象と認められます（中間指針第8の（指針）Ⅰ）。
2. 具体的には、例えば、これらの事業者の事業の性質上、その商品やサービスの販売先が避難指示等区域の住民を含む一定の地域的範囲に限られており、かつ、その被害が販売先である事業者・住民の避難に伴って必然的に生じたものである場合には、代替性のない間接被害者に生じた損害として賠償の対象となり得ます（中間指針第8の（指針）Ⅱ）①）。

問124. 避難指示等区域内の企業等が休業していることによる区域外の取引先企業等での収益減、新規調達先を調整する費用は賠償の範囲か。

(答)

1. 中間指針では、本件事故により賠償の対象と認められる損害を受けた者（第一次被害者）と一定の経済的関係のあった第三者に生じた損害について、事業等の性格上、第一次被害者との取引に代替性がない場合には、賠償の対象と認められるとされているところです（中間指針第8）。
2. 中間指針においては、「事業等の性格上、第一次被害者との取引に代替性がない場合」の具体的な類型が示されており、これらの類型に該当すれば、減収分及び必要かつ合理的な範囲の追加的費用について賠償の対象となり得ます（中間指針第8の（指針）Ⅱ）①ないし③）。

問125. いわゆる間接被害における代替性の有無は、具体的にどのように判断すればよいのか。

(答)

1. 中間指針においては、いわゆる間接被害につき、取引に代替性がない類型として、

- ① 事業の性質上、販売先が地域的に限られている事業者の被害であって、販売先である第一次被害者の避難、事業休止等に伴って必然的に生じたもの。
- ② 事業の性質上、調達先が地域的に限られている事業者の被害であって、調達先である第一次被害者の避難、事業休止等に伴って必然的に生じたもの。
- ③ 原材料やサービスの性質上、調達先が限られている事業者の被害であって、調達先である第一次被害者の避難、事業休止等に伴って必然的に生じたもの。

が挙げられています。

2. 代替性の有無の判断は、上記類型に該当するか否かを含め、個別事例毎に行うこととなっています。

3. 具体的な事例としては、例えば、以下のものが考えられます。

- ① 避難区域に隣接する地域で店舗を構え営業を行う外食産業、小売業等の商圈の変更が困難な事業者において、当該商圈に所在する顧客が避難指示によって避難したり事業休止したことに伴って必然的に生じた減収等が生じた場合
- ② ある漁港又はその近辺に加工場を有し、当該漁港で水揚げされる水産物のみを主な原材料として利用している

水産加工業者において、当該原材料の供給を行う漁業者の避難や事業を休止したことに伴って必然的に減収等が生じた場合

- ③ ある製品に不可欠な原材料が特殊な製法等を用いて第一次被害者で生産されているため、同種の原材料を他の事業者から調達することが不可能又は著しく困難な場合において減収等が生じた場合 等

⑥検査費用（物）

問126. 避難指示等区域外で企業等が行う、取引先から要求された商品等（農林水産物及び食品を除く。）の放射線量検査（機器の購入を含む。）、安全証明の取得費用は賠償の範囲か。

（答）

中間指針においては、避難指示等区域外に係る検査費用等について、拠点の所在地や取引の態様によって以下に分類されます。

ア. 福島県に拠点がある事業者の方々が行った検査等に関しては、中間指針において、検査費用等について必要かつ合理的な範囲内で賠償の対象になるとされています（中間指針第7の4の（指針）I）①及び（備考）1）。

イ. 放射性物質が検出された上下水処理等副次産物の取扱いに関する政府による指導等を受けた対象事業者及び当該副次産物を原材料として製品を製造していた事業者において行った検査費用等について、必要かつ合理的な範囲内で賠償の対象になるとされています（中間指針第7の4の（指針）I）③）。

ウ. 水の放射性物質検査の指導を行っている都県において、事業者が本件事故以降に取引先の要求等によって実施を余儀なくされた検査に係る費用について、必要かつ合理的な範囲内で賠償の対象になるとされています（中間指針第7の4の（指針）I）④）。

エ. 中間指針においては、我が国の輸出品に係る検査費用等については、当面の間、必要かつ合理的な範囲で賠償の対象になるとされています（中間指針第7の5の（指針）I）。